

平成29年 第5回

南会津町農業委員会総会議事録

期 日 平成29年5月16日

会 場 舘岩会館

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年5月16日(火) 午後1時30分

2 開催場所 舘岩会館

3 出席委員数 22人

会 長 30番 五十嵐伸人

会長職務代理者 29番 室井 文一

委 員

1番 小山 裕司	2番 平野 恒二	3番 赤井 美洋
5番 渡部 和幸	7番 五十嵐喜一	9番 渡部 昭雄
10番 齋藤 融	11番 目黒久一郎	12番 星 利一
13番 平野 信行	14番 山内 敬	15番 馬場 久男
16番 湯田 義三	17番 湯田 孝義	18番 猪俣 忠久
23番 星 清次	24番 小野 孝	25番 月田 宏
26番 星 又エ門	27番 星 久光	

4 欠席委員数 8人

4番 星 和孝	6番 浅沼 誠治	8番 小椋貴一郎
19番 塩生 隆晴	20番 五十嵐久長	21番 大竹 実
22番 湯田 重行	28番 渡部 一男	

5 議事日程

- 第1 欠席委員の報告について
- 第2 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第1号 会務報告について
- 第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第6 議案第3号 現況確認証明申請について
- 第7 議案第4号 農用地利用集積計画決定について
- 第8 議案第5号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局 長	五十嵐 小一郎
局長補佐兼係長	渡 部 守 一

主 査 廣 野 由 美

7 会議の概要

審議に先立ち、総会開会を宣言し、「南会津町農業委員会憲章」の唱和を行い、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議 長

それでは、只今から議事に入ります。

【日程第1】

日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条の規定により、議規則第4条の規定により、欠席の届け出がありました委員は、4番 星 和孝委員、6番 浅沼誠治委員、8番 小椋貴一郎委員、

19番 塩生隆晴委員、20番 五十嵐久長委員、21番 大竹 実委員

22番 湯田重行委員、28番 渡部一男委員、であります。

本日の出席委員数は22名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しております。

【日程第2】

議 長

日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則第20条第2項の規定により、23番 星 清次委員、24番 小野 孝委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。

【日程第3】

議 長

日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。
事務局から報告してください。

事務局
(局長)

※（会議資料により、会議等の内容を説明しながら報告する。）

議 長

只今 事務局から会務の報告がありましたが、何かご質問ございませんか。

（「ありません。」の声あり。）

議 長

質問がないようですので、会務報告を終わります。

【日程第4】

議 長

日程第4 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

はじめに、番号1から番号9までについて、地区担当調査員の29番 室井文一委員から調査結果の説明をお願いします。

29 番 室井です。番号 1 から 9 までについて、報告します。
譲渡人は〇〇〇〇です。譲受人は 〇〇〇〇です。
許可を受けようとする土地は、田が 2 筆で、〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇
〇、畑の所有権の移転です。譲受人は 50 a 以上耕作しておりまして、乾
燥施設がありませんが、その他すべて機械を所有しています。何ら問題
ないと思いますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対し
てご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。番号 1 から番号 9 までについて原案のとおり決定
することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長 異議なしと認め、番号 1 から番号 9 までは、原案のとおり決定いたしま
した。

議 長 次に番号 10 と番号 11 について、地区担当調査員の 29 番 室井文一委
員から調査結果の説明をお願いします。

29 番 室井です。引き続き 10 番と 11 番についてご説明いたします。
譲渡人は 〇〇〇〇〇〇〇〇。譲受人は 〇〇〇〇です。
許可を受けようとする土地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の所有権の移転です。
譲渡人は●●市に住んでいて、農業を廃止するということで譲受人の方
に相談を持ち掛けまして話がまとまったということであります。議案書
の内容のとおりであります。譲受人は、50 a 以上耕作しており機械も所
有していることから何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議の程
お願いいたします。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対
してご質疑ございませんか。

26 番 星又エ門です。先程の件とどちらもちらに住んでいない方というこ
とで、今まで耕作されていた方との関連はどうなっているのでしょうか。

29 番	今までは、農地中間管理機構を通しまして、相手方と契約をしていました。
26 番	了解しました。
議 長	その他ありませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり。) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。番号 10 と番号 11 について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 ※(「異議なし」の声あり)
議 長	異議なしと認め、番号 10 と番号 11 は、原案のとおり決定いたしました。次に、番号 12 について、地区担当調査員の 8 番 小椋貴一郎 委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。
事務局 (補佐)	調査委員の小椋貴一郎委員が今回欠席するにあたり、調査書を事務局に提出されていますので、その内容を報告します。 調査月日 5 月 10 日、譲渡人、譲受人の両方に確認取れて内容が記載されていました。譲受人の自宅のすぐ後ろにある農地で、譲受人から譲渡人に要望して了解していただいたということで、議案書のとおりです。譲受人の耕作状況を見ますと、経営面積が 50 a 以上となっていて、何ら問題ないという内容で提出されています。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり。) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。番号 12 について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	※(「異議なし」の声あり。) 異議なしと認め、番号 12 は、原案のとおり決定いたしました。 次に、番号 13 から番号 15 について、地区担当調査員の 3 番 赤井美洋 委員から調査結果の説明をお願いします。

3 番	3 番、赤井美洋です。 譲渡し人の〇〇〇〇とは5月 11 日、譲受人の〇〇〇〇には5月 9 日に確認をして参りました。許可を受けようとする土地が〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇。3 筆の所有権の移転です。譲渡人ですが、兵庫県に いるということで農業を廃止したいので、譲受人に譲るということです。 譲受人は昨年から田んぼを少しずつ増やして頑張っています。50 a 以上耕作しており問題ないと思いますので、よろしくお願いします。以上です。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり。) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。番号 13 から番号 15 を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし。」の声あり。) 異議なしと認め、番号 13 から番号 15 は、原案のとおり決定いたしました。 次に、番号 16、17 と番号 18 の交換の案件について、地区担当調査員の 17 番 湯田孝義委員から調査結果の説明をお願いします。
17 番	17 番 湯田孝義です。 5 月の 7 日、12 時 30 分。譲渡人と譲受人を訪問しまして確認をして参りました。互いに 10 数年前から交換して使っていたみたいですが、登記をしていなかったということで、今回所有権の移転登記をするということで、議案書のとおりです。両方とも農業機械を持っており、両方とも 50 a を超えていますので、何ら問題ないと思いますのでご審議の程お願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり。) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。番号 16 から番号 18 について原案のとおり決定す

ることにご異議ございませんか。

※（「異議なし」の声あり。）

議 長 異議なしと認め、番号 16 から番号 18 は、原案のとおり決定いたしました。

次に、番号 19 と番号 20 について、地区担当調査員の 17 番 湯田孝義委員から調査結果の説明をお願いします。

17 番 湯田孝義です。

5 月の 7 日、8 時。譲渡し人と譲受人を訪問しまして確認をして参りました。相互交換なものですから、譲受人が中学生ぐらいの時からずっと交換した状態で耕作していて、そのままになっていて今回は場整備を実施するにあたり、自分の土地でないことが分かって、急いで相互交換の登記をしなければならないということで、申請となりました。議案書のとおりです。どちらもトラクターなど機械を所有していて、農地も持っていますので、何ら問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

（「ありません。」の声あり。）

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。番号 19 と番号 20 を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

※（「異議なし」の声あり。）

議 長 異議なしと認め、番号 19 と番号 20 は、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第 1 号の審議を終了いたします。

議 長 日程第 5「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 と番号 2 について、地区担当調査員の 26 番 星又エ門委員から調査結果の説明をお願いします。

26 番 26 番、星又エ門です。
譲渡人の〇〇〇〇。譲渡し人の〇〇〇〇。許可を受けようとする土地が、〇〇〇〇〇〇〇〇。別紙資料 1 をご覧ください。位置は〇〇〇〇の南側

にあたります。資料の３ページを見ていただきますと出入り口から物置があつて、南側が申請地となっています。次のページでは、建設をする建物ですが、〇〇〇〇となっています。この隣接する土地につきましては、農業の影響はないとみられますので、許可相当であると判断しました。よろしくご審議願います。以上です。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり。)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案番号１と番号２について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり。)
異議なしと認め、番号１と番号２の案件は、原案のとおり決定いたしました。
次に番号３について、地区担当調査員の４番 星和孝委員が欠席しておりますので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (補佐) それでは、私の方から、今回調査担当の星和孝委員が欠席しており、調査結果の報告をいただいておりますので、その内容について報告します。
調査月日５月１０日、譲渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇です。
譲受人は〇〇〇〇〇〇です。
許可を受けようとする土地の〇〇〇〇〇、施設の概要は住宅用地です。この案件は平成２８年第１１回農業委員会総会において農業振興地域整備計画の変更案について皆さんにご審議いただいたところでございます。今回の申請事由としては、平成２７年の９月の関東・東北豪雨災害により現在の居住家屋の間際まで崩れたため、隣接農地を取得し新たな住宅を建設する計画をしたということでございます。資料の１の２の４ページを見ていただきたいんですが、図面の上部が河川になっています。網掛けの部分が今回河川災害復旧工事によって県の方で買収される土地となっています。その上に既存の建物が建っているんですが、その南側に土地を取得して建物も新しく建築したいという内容でございます。調査員からはそれら内容を調査した結果、隣接農地の方にも影響を与えない内容であるということで、他要件を含め今回は許可相当であるという意見をいただいております。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

※（「異議なし」の声あり。）

議 長 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
以上で議案第3号の審議を終了いたします。

議 長 日程第7「議案第4号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。
事務局から議案の説明をしてください。

事務局 廣野です。議案第4号 農用地利用集積計画決定について」をご説明いたします。

議案書の9ページをご覧ください。こちらは、5月分の利用権の設定内訳になります。筆数・面積を再設定・新規の順で申し上げます。再設定ですが、田が30筆・28,135㎡、畑は4筆・2,153㎡。計34筆、30,288㎡です。新規は、田が43筆・55,055㎡です。畑は2筆・758㎡。計45筆、55,813㎡です。再設定と新規合わせて田が73筆・83,190㎡、畑が6筆・2,911㎡に計79筆、86,101㎡です。12ページから15ページまでは、利用権設定の一覧表になっています。今回全て賃借権となっています。15ページの74番から79番の6筆につきましては、農地中間管理事業の利用権設定となっております。農地の貸付けを行うものが5名、福島県農業振興公社が借受人となりまして、農地中間管理事業とするものです。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

（「ありません。」の声あり。）

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり。）

議 長 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第4号の審議を終了いたします。

議 長	日程第 8「議案第 5 号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。 事務局から議案の説明をしてください。
事務局 （廣野）	私の方から、議案第 5 号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を説明させていただきます。17 ページにあるのが南郷地域の配分計画案の一覧表です。これは、先程議案第 4 号で説明しましたが、〇〇〇〇から振興公社に利用権設定した 6 筆について、今度は〇〇〇〇に配分する計画案になっています。 又、1 番、3 番、4 番、5 番、こちらの 7 筆については今回配分計画案のみとなっています。〇〇〇〇さん以外の借受け者の方、今回トマト栽培の新規就農者となっています。集団的な土地利用の調製を行ない今回の配分案となっています。 ご審議の程よろしく願います。 以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	（「ありません。」の声あり。） 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	※（「異議なし」の声あり。） 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で、本総会に付議されました議事案件はすべて終了いたしました。 次に、協議事項に入ります。 事務局から説明してください。
事務局 （局長）	※（新農業委員制度に基づく南会津町農業委員会のあり方についての協議第 2 回の資料の説明をする。） （説明終了後、14 時 25 分 星久光委員が所要により退席。）
議 長	説明が終わりました。説明のとおり皆さんのご意見を伺いたいということでもあります。説明内容に対する疑問も含めまして、まず、農業委員の定数、報酬額について皆さんからのご意見を伺いたいと思います。

1 番	(小山裕司委員)「ありません。」
25 番	(月田宏委員) 面積を優先するのか地区・地形を考慮するのかということがあると思うんですが、これを見た限りでは、150ha に近づけていってホントに大丈夫なのかなという気が若干はあります。報酬に関しては、15 人の 19 人ということは、現状より増えるということで、各町村の状況も同じような状況のようですが、気持ちとしては多い方がやり易いのは間違いない。後は区域を限って人数を絞っていくというのがテーマになるのかなという気がします。
9 番	(渡部昭雄委員) 農業委員と推進委員の報酬を見てみると、他の町村では同額だったり、差があったりしていますが、南会津町の考えはどうなっていますか。
事務局 (局長)	町としてこれから検討するということで、皆さんからのご意見をいただくということでございます。事務局としての意見はどうかということですが、例えば私個人としましては、最適化推進委員の方々が今後国が示す目標に向かって、現場で動いて農業委員会の最大の使命である農地利用の最適化の成果を上げていくことになるわけですから、農業委員より低い金額というのはいかがなものかと感じています。
25 番	(月田宏委員) 1 点質問です。農業委員と推進委員の関係性についてですが、農業委員に担当地区が無くなるということですが、推進委員との連携はどのように考えればいいのか。農業委員は許認可、推進委員は現場というふうに、仕事を分けて考えるのか、そのへんはどうなんですかね。
事務局 (局長)	ご質問のとおり、農業委員は許認可、推進委員は現場というのが主な業務になろうかと思います。区域を設けないということは、応募や推薦の区域の定数を設けないということでもあります。例えば桧沢地区から 10 人の農業委員の応募があつて、他の地域から応募者がいなかった場合は、応募した人の中から選任することになります。極端な偏りがないように出ていただくために、各地域に推薦募集等の説明をして行くことが必要と考えています。 連携ということですが、農業委員の担当区域の分担というのは、おそらくやるようになるのではないかと考えています。
事務局	私の方から補足して説明したいと思います。2 月の後期研修に参加さ

(補佐) れた方は資料等をご覧いただいていると思いますが、農業委員の役割、推進委員の役割が明記されていてご理解頂いているとは思いますが、推進委員は現場に赴いて、農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進、それらが主な業務となってきます。

農業委員は、農地法関係の許認可等の決定が主な業務になります。ただし、農業委員が現地を知らないで判断することもできませんので、推進委員から意見等を伺いながら総会の中で決定していくということになります。農地パトロールにおいても推進委員、農業委員が連携して現地を確認することが大事になってきます。

報酬の額についてですが、各町村の考え方で農業委員と推進委員の違いが出ています。役割の違いの中で農業委員については許認可の決定責任というのが出てきます。推進委員についてはそれらの決定権、責任はございません。そのへんで、若干の金額の違いが出ているのかなと思うわけであります。

人数の決め方についてですが、南会津町での定数を検討するにあたり、各地域の農家数、農地面積、農地筆数、認定農業者数これらの地域別の割合を求め、最も少ない割合の地域を2人とした場合が、町全体で15人となり、最も少ない割合の地域を1人とした場合が9人ということです。

以上、私の方からの補足でございます。

25 番 (月田宏委員) 例えば、具体的に案件が出た場合の推進委員が現地を調査しますよね。そうしたら総会は合同でやるんですか。

事務局 (補佐) 合同でやるということは考えておりません。案件の出た推進委員の方の意見を聞いて、農業委員会の中で決定していくということでございます。

25 番 (月田宏) 案件地区の担当者が出席するということですか。

事務局 はい。

25 番 (月田宏) わかりました。

3 番 (赤井美洋) 農業委員が15名、推進委員が19名ということで、いいんじゃないでしょうか。

議 長 15人と19人ということで、会津若松市より多くなるんだけど、予算的にはこれ大丈夫なのかな。予算が決められているのであれば、予算の範囲内ということになると思うが。

事務局
(局長) 大丈夫かどうかはわかりません。確かに定数検討の際は他の自治体の状況は、大きなポイントであると思います。

議 長 その他、皆さんからご意見ありませんか。
あまり、意見も出ないようなので、この辺にしておいて事務局にまとめてもらってもいいんじゃないか思うんですけど、いかがですか。よろしいですか。

議 長 (「はい。」の声があり。)
それでは局長からの発言をうけて、協議事項を終わりたいと思います。

事務局
(局長) はい、それでは「今後の流れ」でも説明しましたが、このあと定数等を検討する組織が立ち上がった時に、農業委員会の代表の方も入っていただくことが想定されます。これまで出された意見等を記録していますので、そうした意見を基にしながら、検討をしていただければと考えております。

次回総会以降も皆さんに報告すべきことがあれば逐次報告させていただきます。

議 長 それでは次に、報告事項に入ります。事務局から説明してください。

事務局
(局長) ※(資料に基づいて説明する。2 a 未満の農業用倉庫の建築届 1 件、農地改良届 1 件の報告。)

議 長 説明が終わりました。ご質問・ご意見はございませんか。

議 長 ※(質疑なし)
次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明してください。

事務局 ※(局長が資料に基づいて説明する。)

議 長 何か、ご質問ございませんか。

※(質疑なし)

議 長 その他に入ります。事務局から何かありますか。

事務局 ありません。

議 長	その他皆さんから何かありませんか。 文一さんから、発言があるそうです。
29 番	桧沢川の災害復旧工事で、水田にハウスが建っていた。国の河川改修工事で買収された。この水田は、ハウスが立った時点での田の価値はなくなって、畑だそうです。 ハウスを建てた時点で、畑になるということ。〇〇〇〇さんの話では補助金などは水田で貰っているが、買収の単価は畑の単価が適用されたそうです。その辺のところ、皆さんも納得いかないんじゃないかなと思いますので、事務局に聞いてみようと思ひまして、発言しました。
事務局 (補佐)	今の件について、私の方で考えられるところを発言したいと思ひます。公共用地の買収にあたっては現況での買収であるという形になってきますので、もし、台帳上畑であっても、そこに建物が建っていれば宅地の状態になっていけば、宅地の価格で買収という形になると思ひます。現在台帳地目、あるいは現況地目では田、あるいは畑となっていて、違いがあるわけですが、農業委員会法上は農地として取扱いをしております。ですから田から畑への転用というのはありません。あくまでも農地から他の用途への転用のみが転用許可が必要となるわけであります。田として認定するのは、いつでも水路が利用できて水田耕作ができる状態であれば、農業委員会の判断としては田としての判断でいいのかな。と思ひます。ただ、県の方の買収は現況での地目の買収なのかなと、その違いが出たのかなと思ひます。以上です。
29 番	まあ、そんな現状を聞いたもんですから、皆さんにお知らせしたいと思ひ、発言しました。今まで、各種補助金などもいただいておりますので、おとなしく従ったということでした。
議 長	その他ありませんか。
9 番	(渡部昭雄) 孝義さんに質問です。田部地区、圃場整備事業はいつから工事が始まるのですか。
17 番	(湯田孝義) もう既に始まっています。重機も入っております。予算規模も6億円で、今年度分は2億4千万円で、5年計画で進められています。
議 長	その他、なければ、閉会のことばをお願いいたします。

職務代
理者

※（閉会のことば）

閉会 午後 2 時 5 3 分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

平成 29 年 5 月 16 日

議 長

23 番

24 番